

# 第 4 部

## 交 通 規 制

- 1 交通規制実施状況
- 2 交通安全施設の整備状況
- 3 交通管制センターの役割
- 4 道路交通法上の各種許可等手続

# 1 交通規制実施状況

福井県下における主な交通規制(高速道路等を除く)の実施状況は次のとおりです。

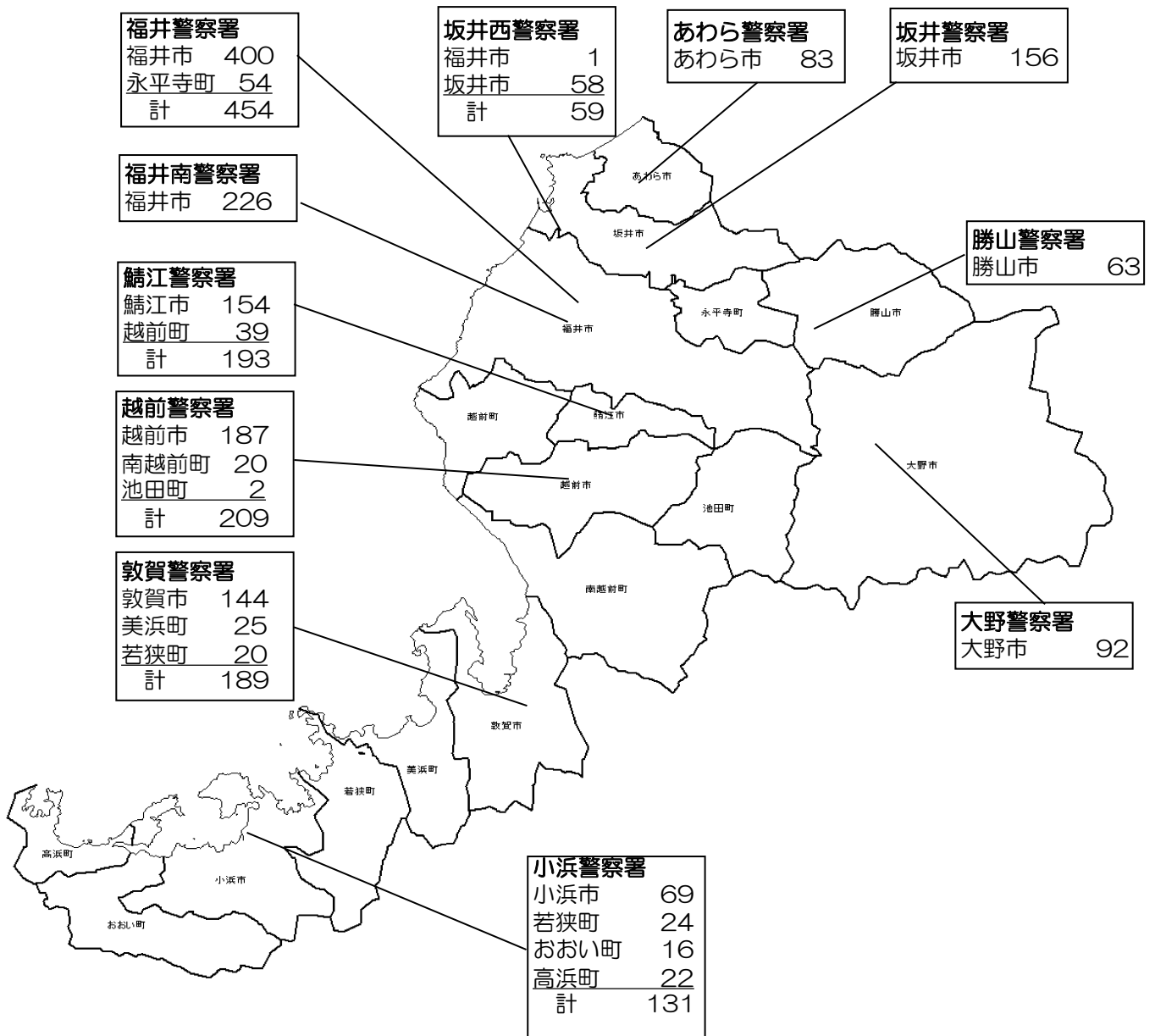
規制種別			実施状況		
			令和5年12月末 現在		
			区間・箇所数	延長等(m)	
通行の禁止	歩行者用道路	通学・通園路	79区間	—	
		その他	50区間	—	
	歩行者及び車両の通行禁止	大型車通行止め	367区間	210,811	
		特定貨物車等通行止め	3区間	1,770	
		二輪以外の自動車通行止め	9区間	1,250	
		自転車及び歩行者通行止め	41区間	31,360	
		自転車通行止め	1区間	360	
		歩行者通行止め	4区間	925	
		上記車両以外車両通行止め	17区間	33,280	
		その他の通行止め	1区間	840	
一方通行			480区間	—	
指定方向外進行禁止			1,641箇所	—	
歩行者横断禁止			22区間	2,625	
追越しのための右側部分はみ出し通行禁止			276区間	662,766	
専用通行帯	路線バス等	分離帯道路(片側)	4区間	1,560	
		非分離帯道路(両側)	—	—	
	自転車	非分離帯道路(両側)	10区間	5,460	
路線バス等優先通行帯		4車線道路(両側)	6区間	12,050	
		3車線道路(片側)	1区間	2,000	
最高速度	50キロ		272区間	1,074,777	
	40キロ		643区間	1,099,500	
	30キロ		262区間	239,540	
転回禁止			23区間	85,250	
進行方向別通行区分			955交差点	—	
一時停止			7,909箇所	—	
駐停車禁止			39区間	26,080	
駐車禁止			1,326区間	1,710,979	
			(内 隔月片側規制)	(39区間)	(19,050)
冬期駐車禁止			131区間	96,055	
駐車方法の指定区間			15区間	661	
普通自転車の歩道通行可			417区間	568,195	
横断歩道	信号あり		1,840箇所	5,474本	
	信号なし		※3,126箇所	4,189本	
斜め横断可(スクランブル方式を含む)			5交差点	—	
自転車横断帯	信号あり		41箇所	95本	
	信号なし		59箇所	87本	

※押ボタン式信号機設置箇所では信号機によらない横断歩道11箇所を除いて計上

令和5年12月31日現在

# ○ 警察署別交通信号機数

総数1,855箇所



## 2 交通安全施設の整備状況

### (1) 交通信号機

交通信号機の設置に当たっては、交通量や周辺環境、交通事故発生状況などを考慮し、設置の効果や緊急性等を勘案し、地域住民及び道路利用者の意見に十分配慮して、真に必要な箇所には計画的かつ確実に設置することとしています。

また、交通環境の変化により、交通量が減少したり、利用頻度が低下した信号機については、他の対策により代替えが可能か否かを考慮し、地域住民及び道路利用者の意見に十分配慮して、信号機の撤去を進めています。

### (2) 道路標識・標示

公安委員会が設置する道路標識・標示は、信号機とともに交通規制の内容をドライバーや歩行者に伝達するための重要な手段です。

これらの道路標識・標示を適切に設置及び維持管理するほか、夜間の視認性を高めるため高輝度化する等の事故防止対策を推進しています。

※ 交通安全施設整備状況（令和5年12月末現在）

種 別	整 備 数
交 通 信 号 機	1, 855基
道 路 標 識	37, 919本 (68, 356枚)
横 断 歩 道	9, 663本 (4, 966か所)

### (3) バリアフリー化の推進

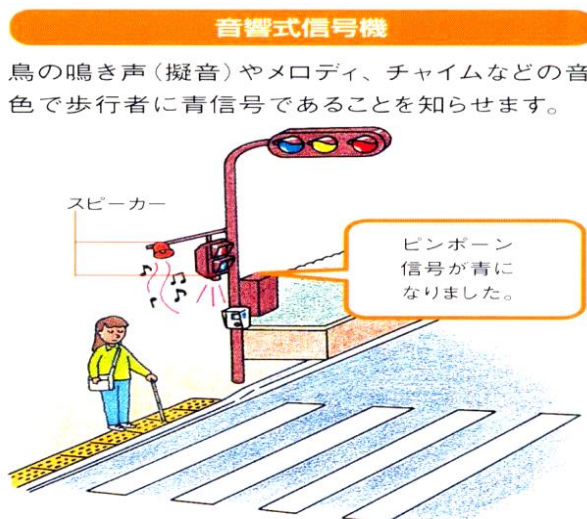
高齢者、身体障害者等の道路における安全と移動の円滑化を図るため、(通称)バリアフリー法に基づき、新たな対策を推進しております。

#### ア 高齢者等感应信号機



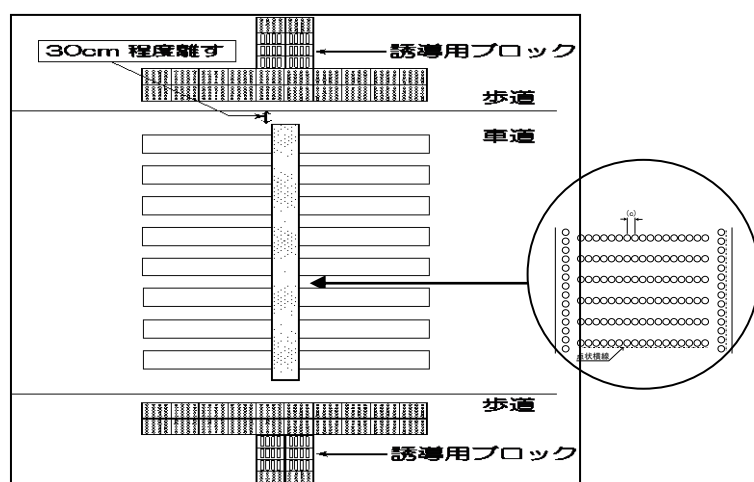
## イ 音響式信号機

- ※ 設置箇所については、福井県警察のアプリ「ふくいポリス」及び県警ホームページで公開中



## ウ エスコートゾーンの設置

横断歩道上に「エスコートゾーン」（視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列）を設置し、歩道の誘導用ブロックと繋ぐことにより視覚障害者が安心して移動できる交通環境を確立する。




# 3 交通管制センターの役割

交通管制センターの役割は大きく分けて、交通流の効率的な管理と交通情報の活用の2つがあります。このため、道路上に設置された車両感知器、交通情報収集カメラ、パトカー、ヘリコプターなどを使って情報収集し、信号機の時間配分を調整するほか、交通情報板、カーナビ等を通じ交通情報を提供し、交通の安全と円滑化を図っています。

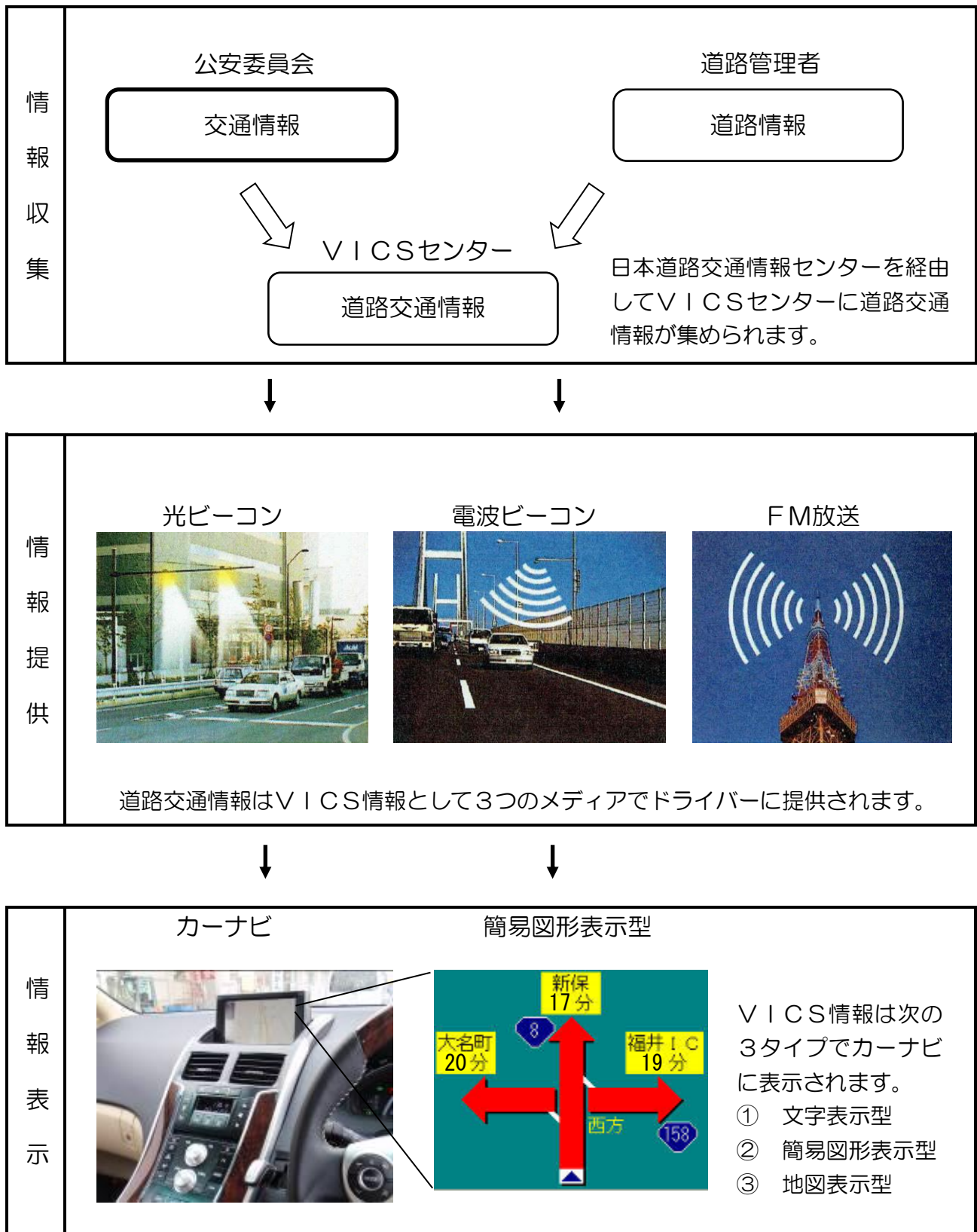
# ○ 交通管制システムのしくみ

交通情報の収集	○警察官 ヘリコプター パトロールカーなど	○車両感知器	○交通情報収集カメラ
			
	↓	↓	↓

交通情報の分析・処理	○交通管制センター	
		
↓	↓	↓

交通情報の提供など	○交通情報板	○光ビーコン	○日本道路交通情報センター
			
	○信号機の制御		
			
	交通管制センターのコンピュータ制御により最適のタイミングで動作する。		交通情報をラジオ・電話・インターネット等で広報する。 (☎050-3369-6618 福井) (☎050-3369-6666 全国共通) 携帯電話 #8011  カーラジオやVICS対応のカーナビゲーションで情報を受信する。 (VICS; 道路交通情報通信システム)

## ○ VICS（道路交通情報通信システム）のしくみ



公安委員会では光ビーコンを次の路線に設置し、情報提供を行っています。

嶺北：国道8号（坂井市～越前市）・（福井市内県道一部路線）【64地点】

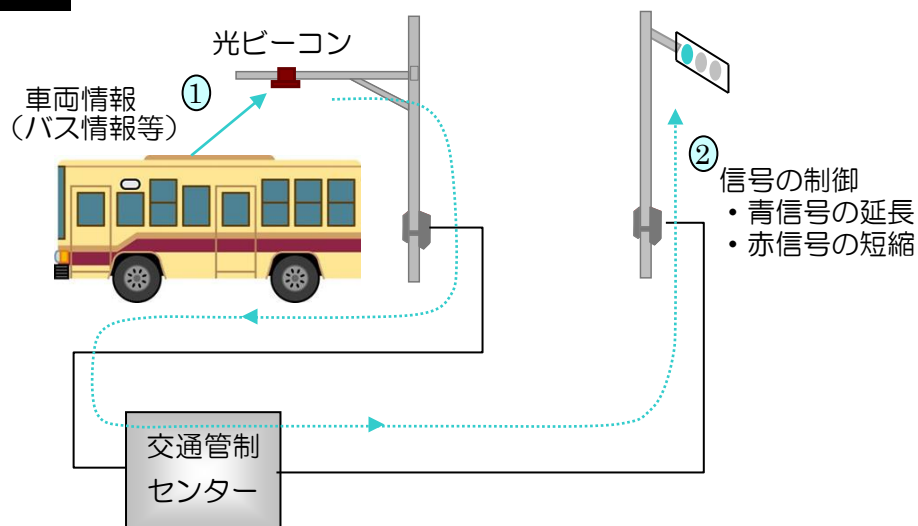
嶺南：国道8号、27号（敦賀市）【6地点】

## ○ PTPS（公共車両優先システム）のしくみ

### PTPSとは！！

バスと電車の路線に設置した光ビーコンでバス等を検知し、交通管制センターの指令により信号機をバス等優先制御に切り替えて、バス等の円滑な走行と定時性を確保するシステムです。

### イメージ図

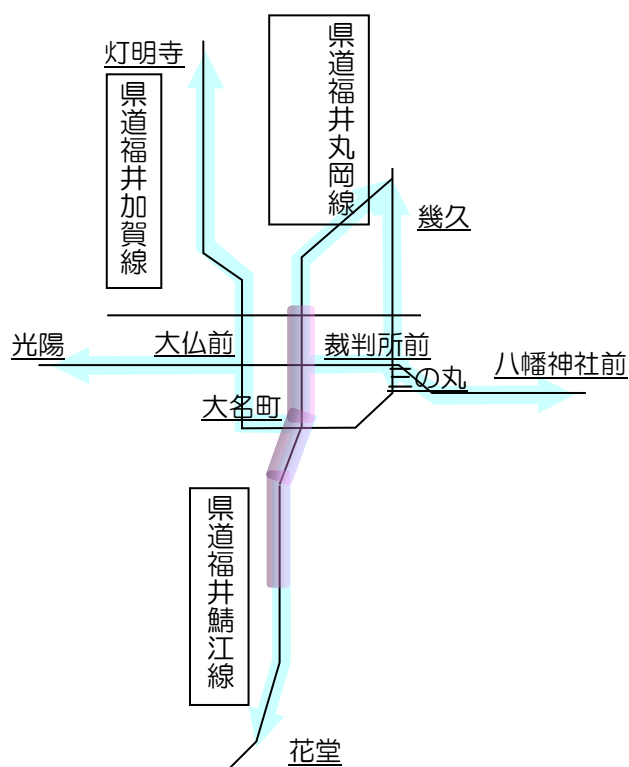


### 整備路線

バスPTPSは福井市内の主要なバス優先（専用）路線15.0km（右図の ←→ 部）、電車PTPSは路面電車区間のうち2.5km（右図の ■ 部：新木田～田原町）

#### 整備交差点数

- ・ バスPTPS設置交差点：35
- ・ 電車PTPS設置交差点：6





## 4 道路交通法上の各種許可等手続

### 1 道路使用許可

道路を自動車や人などの通行以外の目的に使用すると、道路の効用を害し、必然的に交通の妨害となり、その他の一般交通に著しい影響を及ぼすこととなります。このため、道路交通法では通行目的以外の道路使用の行為については、これを許可の対象とし、一定の要件を備えている場合に、警察署長がその使用を認めることとしています。手続の概要は、次のとおりです。

申請対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路における工事又は作業</li> <li>(2) 道路に石碑、銅像、広告板、電柱、アーケード等を設置する行為</li> <li>(3) 場所を移動しないで、道路に露店、屋台等を出す行為</li> <li>(4) 一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で次に掲げるもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 道路に、みこし、山車、踊り屋台等を出し、又はこれらを移動すること。</li> <li>② 道路において、ロケーション又は撮影会をすること。</li> <li>③ 道路において、集団行進(学生、生徒及び児童の遠足、修学旅行の隊列又は冠婚葬祭の行列を除く。)、祭礼行事、式典、競技、仮装行列、パレード等をする事。</li> <li>④ 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映画、録音等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送をすること。</li> <li>⑤ 道路において、消防、避難、救護その他の訓練をすること。</li> <li>⑥ 車両等に著しく人目を引くような特異な装飾その他の装いをして通行すること。</li> <li>⑦ 交通の頻繁な道路において、広告、宣伝等の印刷物その他のものを配布すること。</li> <li>⑧ 交通の頻繁な道路において、人が集まるような方法で寄付を募集し、又は署名を求めること。</li> <li>⑨ 道路において、旗、のぼり、看板その他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして広告若しくは宣伝をすること。</li> <li>⑩ 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。</li> </ul> </li> </ul>
申請書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 道路使用許可申請書</li> <li>② 現場案内図(1/5,000~1/10,000の既成の地図等を使用)</li> <li>③ 現場周辺道路状況図(現場周辺の主要道路、区間内の全道路を記入した図面)</li> <li>④ 道路使用状況図(作業の内容種別ごとに道路使用状況と通行余地確保状況等を図上で説明)など</li> </ul>
申請窓口	道路使用に係る場所を管轄する警察署 ※ 道路使用場所が2以上の警察署の管轄にまたがる場合は、いずれかの警察署
手数料	(1) 道路使用許可手数料 2,300円 (2) 道路使用許可証再交付手数料 400円
交付予定日数	7日(休日及び道路管理者や他の警察署長との協議に要する期間、交通規制に要する期間は含みません。)

※ 道路使用許可申請書は、県警ホームページ又は各警察署の交通課で取得できます。

※ 道路使用許可申請等の一部の手続について、メールでの申請・届出が可能となりました。手続は「警察行政手続サイト」

<https://proc.npa.go.jp/>から行ってください。なお、以下の2から5の手続も同様となります。

※ 手数料の納付方法が証紙のほか、コンビニエンスストアでの納付や、WEB上のクレジットカードによる納付でも可能になりました。手続は、県警ホームページから行うことができます。

### 2 駐車禁止除外車両の指定

歩行困難な身体障害者の方が使用する車両については、駐車禁止規制の対象から除外する措置を講じています。除外指定を受けることができる方の基準及びその手続は次のとおりです。

除外対象者	身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方で、福井県道路交通法施行細則の別表に掲げる障害の区分・障害の級別に該当し歩行困難な方、並びに療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で同細則に定める障害の程度に該当する方
申請者	本人（代理申請も可能です。）
申請書類等	駐車禁止除外車両指定申請書、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、自動車検査証又は自動車検査証記録事項、自動車運転免許証 など
申請窓口	申請者の住所地を管轄する警察署
交付予定日数	10日（休日は含みません。）

※ 駐車禁止除外車両指定申請書は、県警ホームページ又は各警察署の交通課で取得できます。

### 3 駐車許可

道路標識等により駐車が禁止されている区域内において、一時的に駐車しようとするときは、警察署長の許可を受けなければなりません。許可を受けることのできる対象及び手続は次のとおりです。

申請対象	申請が次の要件の全てを満たす場合
	① 申請日時、場所が交通に危険を生じ又は著しく交通を阻害しないものであること ② 申請以外の方法では用務を達成することが困難なこと ③ 申請場所の近くに駐車可能な場所がないこと
申請書類等	駐車許可申請書、駐車場所及びその周辺の見取り図、自動車検査証又は自動車検査証記録事項、自動車運転免許証、介護関係の証明書 など
申請窓口	駐車しようとする地域を管轄する警察署
交付予定日数	5日（休日は含みません。）

※ 駐車許可申請書は、県警ホームページ又は各警察署の交通課で取得できます。

### 4 高齢運転者等標章の交付

道路標識等により高齢運転者等だけが駐車できる区間に駐車しようとする場合は、高齢運転者等標章の交付を受けなければなりません。

高齢運転者等標章を受けることができる方の基準及びその手続は次のとおりです。

対象者	① 70歳以上の方 ② 聴覚障害・下肢不自由により免許に条件を付されている方 ③ 妊娠中又は出産後8週間以内の方
申請者	本人
申請車両	対象者が使用する普通自動車
申請書類等	高齢運転者等標章申請書、自動車検査証又は自動車検査証記録事項、自動車運転免許証、母子健康手帳 など
申請窓口	申請者の住所地を管轄する警察署
交付予定日数	即日

※ 高齢運転者等標章申請書は、県警ホームページ又は各警察署の交通課で取得できます。

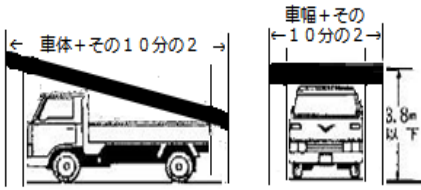
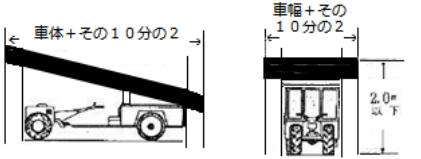
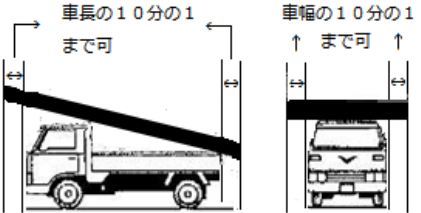
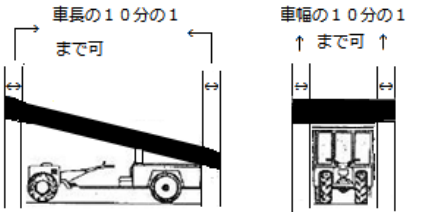
## 5 制限外積載許可

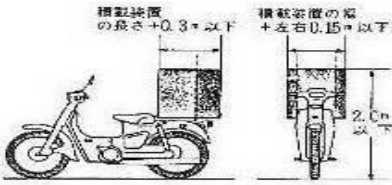
車両の運転者は、積載物の大きさ、積み方の制限を超えて物を積んだりすることは禁止されています。

しかし、積載物が分割できないため、積載物の大きさや積み方が規定の制限を超える場合は、出発地を管轄する警察署長の許可を受けて積載することができます。

申請対象	次の表の制限を超えて積載する場合
申請書類等	制限外積載許可申請書、自動車検査証又は自動車検査証記録事項、自動車運転免許証、積載見取り図、運転経路図 など
申請窓口	出発地を管轄する警察署又は交番・駐在所
交付予定日数	3日（休日及び他都道府県警察への照会に要する期間は含みません。）

※ 制限外積載許可申請書は、県警ホームページ又は各警察署交通課、交番・駐在所で取得できます。

区分	積載物の大きさ	区分	積載物の大きさ
大型特殊自動車 大型自動車 中型自動車 普通自動車	 <p>三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車にあっては、高さ2.5m以下</p>	小型特殊自動車	
	積載の方法		積載の方法
	 <p>前後のはみ出し      左右のはみ出し</p>		 <p>前後のはみ出し      左右のはみ出し</p>

区分	積載物の大きさと積載の方法
側車付を除く 自動二輪車 原動機付自転車	 <p>積載装置の長さ+0.3m以下      積載装置の幅+左右0.15m以下</p> <p>2.0m以下</p>

## 6 設備外積載、荷台乗車許可

車両の運転者は、座席でないところに人を乗せたり、荷台でないところや座席でないところに荷物を積んだりすることは禁止されています。しかし、出発地を管轄する警察署長の許可を受けたときは、荷台でないところや座席でないところに荷物を積んだり、貨物自動車の荷台に人を乗せて運転することができます。

申請対象	① 設備外積載 積載のために設備された場所以外の場所に積載する場合（ルーフ・キャリアなどの設備に荷物を載せる場合を除きます。） ② 荷台乗車 荷物の見張りのため以外に荷台に人を乗せる場合（貨物自動車に荷物を積んだときに限り荷物の見張りのため必要最小限度の人を荷台に乗せる場合を除きます。）
申請書類等	設備外積載（荷台乗車）許可申請書、自動車検査証又は自動車検査証記録事項、自動車運転免許証、積載見取り図、運転経路図 など
申請窓口	出発地を管轄する警察署
交付予定日数	5日（休日は含みません。）

※ 設備外積載（荷台乗車）許可申請書は、県警ホームページ又は各警察署の交通課で取得できます。

## 7 通行禁止道路通行許可

道路標識等により通行を禁止されている道路を通行しようとする場合は、警察署長の許可を受けなければなりません。許可を受けることのできる対象及び手続は次のとおりです。

申請対象	① 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所に入出りするため、車両の通行を禁止されている道路を通行しなければならない場合 ② 身体の障害のある人を車両の通行を禁止されている道路を通行して輸送すべき相当の事情がある場合 ③ 貨物の集配のため、当該道路を通行することがやむを得ないと認められる場合 ④ 生活必需物資の運搬のため、当該道路を通行することがやむを得ないと認められる場合 ⑤ 冠婚葬祭等社会慣習上、当該道路を通行することがやむを得ないと認められる場合 ⑥ その他業務上の必要により、当該道路を通行することがやむを得ないと認められる場合
申請書類等	通行禁止道路通行許可申請書、通行経路図、自動車検査証又は自動車検査証記録事項、自動車運転免許証 など
申請窓口	通行禁止道路・区域を管轄する警察署
交付予定日数	5日（休日は含みません。）

※ 通行禁止道路通行許可申請書は、県警ホームページ又は各警察署の交通課で取得できます。